

乳幼児健康診査未受診者対策事業実施要領

1 目的

乳幼児健康診査未受診者（以下、「未受診者」という。）の中には、産後うつ状態、児童虐待を引き起こしやすい状態、閉じこもり等育児上の問題を抱える保護者や発達上の遅れまたは障がいを持つ乳幼児が潜在していることが考えられることから、未受診者の把握および健診の勧奨を行うことにより、乳幼児健康診査の受診率の向上を図るとともに、乳幼児の健全育成に向けた育児支援を行うことを目的とする。

2 定義

未受診者とは、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね生後5か月に到達した時点で、4か月児健康診査が未受診の者
- (2) おおむね生後1歳10か月に到達した時点で、1歳6か月児健康診査が未受診の者
- (3) おおむね生後3歳9か月に到達した時点で、3歳児健康診査が未受診の者

3 実施内容

(1) 未受診者の把握方法

各健康診査を受診した者およびあらかじめ電話等により受診できない旨の連絡のあった者を除いて、母子保健情報管理システムにより抽出するものとする。

(2) 実施方法

ア 未受診者全般

状況に応じ、次に掲げる各号の対策を適宜講じる。

- (ア) 受診勧奨通知の郵送
- (イ) 定期予防接種の接種勧奨通知の郵送
- (ウ) 電話による受診等の勧奨
- (エ) 保育園または幼稚園に対する在籍情報の照会

イ 2－(2) または 2－(3) に該当する者

前記各号の方法のほか、保健師または市が委託する乳幼児健康
診査未受診者訪問員の家庭訪問等により、受診勧奨等を行う。

4 事後措置

3－(2)に規定する受診勧奨を行った後の結果に応じ、次の各号
に掲げる措置を取るものとする。

- (1) 受診勧奨等により、乳幼児健康診査を受診した者については、各
健康診査の実施要領の取扱いによる。
- (2) 受診勧奨等を行ったものの、未受診のままで引き続き支援が必要
と認められる者については、保健師による家庭訪問等の支援を行う。

附 則

この要領は、平成17年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。